かいせい町民フェスタ出展・出店要項

１ 実施主体

主催：かいせい町民フェスタ実行委員会
主管：開成町、開成町社会福祉協議会

２ 出展・出店の会場

開成町役場・町民センター・役場北側駐車場敷地内

３ 開催日時

令和９年２月１３日（土）午前１０時～午後３時００分

４ 出店等の資格

（１）かいせい町民フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示に従い、かいせい町民フェスタに出展・出店（キッチンカーを含む。以下「出店等」という。）の申込者が、かいせい町民フェスタの開始から終了まで、可能な限り常駐できるもののうち、次の各号のいずれかに該当する場合に出店等の承認を行う。

ア　町内在住・在勤の個人及び町内に本店、事業所又は団体の活動場所を有するもの
イ　開成町にかかわる地域貢献活動に取り組んでいる企業、教育機関等
ウ　食品衛生法の規定に基づく営業の許可を受けたもの（食品を扱う場合）
エ　実行委員会が特別に認めたもの

（２）上記（１）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには出店等の承認は行わない。

ア　かいせい町民フェスタの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
イ　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するもの
ウ　公序良俗に反するもの
エ　過去に出店等した際、実行委員会の指導、注意に従わないなど、著しいマナー違反、ルール違反があったもの

（３）上記（１）の規定による出店等の申込みが募集数を超えた場合、出店等の内容が偏らないよう、取扱品目ごとに実行委員会が選考を行う。その結果、出店等の内容ごとの予定数を超えた場合は、抽選により出店等する者（以下「出店者」という。）を決定するものとする。
（４）その他、詳細等は実行委員会が定める。

５ 説明会等

（１）出店等に当たり、実行委員会が定める必要書類（出店申込書、誓約書、食品営業許可証写し等）を期日までに提出するものとする。
（２）実行委員会が開催する出店者説明会に必ず参加（代理出席可）するものとする。
・日時：令和９年１月１５日（金）１４時から１６時
・場所：町民センター大会議室

６ 承認の取り消し

以下の項目に該当した場合、実行委員会は、承認した出店等を取り消すことができるものとする。
（１）出店等申込書に虚偽の申告があったとき、又は政治的活動や宗教活動を行う恐れがあるなど、実行委員会が不適当と認めたとき。
（２）必要書類を提出しないなど、実行委員会が、出店等の意思が無いものとみなしたとき。
（３）その他実行委員会が不適当と認めたとき。

７ 出店の区画・時間等

（１）出店する区画の割り振り及び位置については、実行委員会が指定した場所とし、原則として１出店者１箇所の使用とする。
（２）出店者は、商品等の保管・販売に際しては、指定された区画からはみ出さないものとする。ただし、出店内容により実行委員会が適当と認め、他の出店者の来場者に多大な影響を与えないと認める場合は、実行委員会の指定する範囲において区画外の利用を承認するものとする。
（３）出店等の展示、販売等の時間は、かいせい町民フェスタの開催時間内とする。

８ 衛生・安全・会場美化等

出店等（準備、撤去時を含む。）において、次の各号に掲げる項目については、実行委員会の指示に必ず従い、衛生、安全等に対し、万全の態勢を整えるものとする。また、出店者が実行委員会の指示に従わないときは、出店者に対して出店の即時中止要請をすることができるものとする。

（１）衛生
　ア　食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、小田原保健福祉事務所からの注意事項を十分に理解・遵守した上で実施すること。
　イ　出店者において店舗又は車両での営業許可を受けているものは、許可証の写しを書面にて携帯し、小田原保健福祉事務所等から提示を求められたときは速やかに応じること。

（２）安全
　ア　出店者は、来場者の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気・熱源等について厳重に管理すること。特に、火気を使用するときは、来場者のやけど防止や会場内の草木及びテント等に燃

え移らないようにし、消火用具（消火器等）をあらかじめ用意する等、細心の注意を払うこと。
　イ　発電機、プロパンガス等を使用する出店者は、機器の点検・使用方法等の安全確認を十分行うこと（燃料の補給・交換は、引火物のないことを確認のうえ行い、燃料保管は火気から十分に分離すること）。また、安全確保のため実行委員会の指定する安全基準に適合するものを使用すること。

（３）会場の美化
　ア　会場内の美化に注意し、特に指定されたテント内及び周囲の清掃について責任を持って行うこと。
　イ　会場内にはごみ箱が設置されないことから、出店者は、販売・使用等した食品、容器、箸などのごみを持ち帰り、法令等に従って適切に処分すること。特に、会場内での汁物や油類の廃棄は厳禁とする。

９ 搬入・搬出

（１）搬入・搬出は、特別に実行委員会が認めた車両を除き、入場指定時間内に１区画に付き１台の入場許可を受けた２トン以下の車両によって行うものとする。入場許可証については、車両の見やすい位置に必ず掲示するものとする（入場許可証の未掲示、複製掲示等は、入場を拒むことができる）。
（２）搬入のための車両の会場内通行時間帯は、車両ごとに実行委員会が指定する。ただし、実行委員会が特に認めた車両については、この時間帯以外の時間に通行することができるものとする。
（３）出店者は、定められた時間帯に荷おろし等を終え、安全優先のうえ速やかに車両を会場外へ移動するものとする。
（４）出店者は、開催時間内に商品、食品等を完売した場合であっても、指定された時間以外は、会場内への車両の入退場はできないものとする。

１０ 駐車場等

（１）駐車場は、実行委員会が定めた場所とし、指定場所以外への駐車はしないこと。
（２）出店者が自転車で来場した際には、駐輪台数に限りがあるため、誘導員等の指示に従うものとする。

１１ 環境への配慮

かいせい町民フェスタにおいては、使い捨てプラスチックの削減や、来場者・町民の環境意識の更なる醸成を目的として、環境に配慮した取組（リユース食器の活用推進、マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の徹底等）を実施すること。

１２ 禁止事項

上記各項における留意事項のほか、当日の出店等の運営において、風紀を乱すような行為や、かいせい町民フェスタに相応しく無い行為を行わないこと。また実行委員会の指導、注意があった場合は、速やかにその指示に従うこと。

１３ その他

（１）出店者は、出店物の盗難のほか、火災、損傷（設備、テント等）、食中毒などの損害賠償等について責任を持って対処するものとする。
（２）出店者の行為及び安全配慮を怠ったことにより事故が発生したときは、実行委員会は責任を一切負わないものとする。
（３）安全管理上の理由や、かいせい町民フェスタの適切な運営のため、当日、会場内を実行委員が巡回する。
（４）実行委員会は、荒天のほか特別な事情があるときは、かいせい町民フェスタの中止又は時間短縮をすることができる。その際の出店物の売れ残り等による損害についての責任を一切負わないものとする。なお、雨天が予想されるときや変更・注意点等があるときは、前日１７時までに町ホームページに掲載するので確認するものとする。
（５）出店者等は、できる限り公共交通機関を利用するものとする。

１４ 問合せ先等

かいせい町民フェスタ実行委員会事務局（開成町地域防災課内）
〒２５８－８５０２ 神奈川県足柄上郡開成町延沢７７３番地
ＴＥＬ：０４６５－８４－０３２６（直通）
ＦＡＸ：０４６５－８２－５２３４
Ｅ－ｍａｉｌ：bousaika@town.kaisei.kanagawa.jp